

第5章 こども計画の具体的な施策

本計画では、国のこども大綱で示すこども施策に関する重要事項や現在実施している施策も勘案して、今後の具体的な施策を記載しております。

※アンケートや意見交換も踏まえて記載した施策については、「」マークを付けています。

1. こども・若者の権利尊重、まちづくりに参画する機会づくり

(1) こども・若者が権利の主体であることの理解促進と普及啓発

① こども・若者が権利の主体であることの理解促進と普及啓発

こども・若者が自らの権利を自覚し、理解を深めることができるよう、保育所(園)や児童館、学校を通じて様々な手法を用いて理解促進と普及啓発を行います。

② おとなへの普及啓発

こども・若者が権利の主体であることについて、保護者や保育士、教職員、地域のおとなが理解し、実現できるよう、様々な機会・媒体を活用して普及啓発を行います。

③ こどもの権利にかかる学校での取組の充実

教職員に対してこどもの権利に関する研修を実施する等、学校現場での人権教育の充実を図ります。

(2) こども・若者の参画機会の確保

① 町ホームページによるこども・若者の意見募集

こども・若者が、町の取組に自主的に意見を表明できるよう、SNSやホームページを活用して声を募集します。

② こども・若者の意見を聴取する仕組みの検討

こども・若者当事者が意見表明し、町の取組に参加しやすい仕組みを、先進事例に関する情報収集や実践を通じて検討します。

③ 配慮が必要なこどもの意見表明

自ら意見を発しにくい、意見を聞かれにくい立場のこども・若者の状況に合わせ、意見の聴取方法を検討します。

2. 多様な遊びや体験の場、居場所づくり

(1) 学びや体験機会の充実

① 世代間交流の推進

高齢者等の持つ知識や技術、経験を次世代に受け継ぐ世代間交流を推進します。

② 国際交流の推進



海外友好都市等との青少年国際交流の充実や町内在住の外国人の方との身近な交流を通して、こどもが国際理解を深める機会の提供を推進します。

③ 学校応援隊はえばるの実施

特技や経験を持った学校支援ボランティアの活用により、こどもに多様な経験・体験を提供し、教育機会の充実を図ります。

④ 学校における体験学習の充実

学校において、自然体験や職業体験、郷土文化等に触れる体験など、多様な体験の充実を図ります。

⑤ こども・若者のボランティア活動の促進



社会福祉協議会と連携し、ボランティア講座やボランティア活動に関する情報を発信し、こども・若者のボランティア活動を促進します。

(2) 遊び場の充実

① 児童館の環境改善



施設の防水対策、トイレ洋式化、空調設備、高輝度な照明設備などの環境改善を行うことで、児童館施設が安全かつこどもにとってより過ごしやすい遊び場となるよう努めます。

② 地域における遊び場の確保



社会教育委員による各自治公民館訪問等を通して、地域のこどもは地域で育てるという機運醸成を図りながら、地域資源を活用し、遊び場の確保に努めます。

また、地域の要望を踏まえ、こどもの遊び場のために必要な経費に補助することで、身近な地域における遊び場の確保に努めます。

③ 公園の維持管理



町内の公園について、こどもや子育て世帯を含め、全世代が安全で快適に利用できるよう、適切な維持管理を行います。

(3)こども・若者の居場所づくり

①児童館の充実



児童館のイベントをこども向け、子育て世帯向け充実させるほか、児童館を利用しやすい工夫を行うことで、こどもや子育て世帯の身近な居場所となるよう努めます。

②放課後児童クラブの充実



放課後児童クラブへの運営支援に努めるほか、支援員の確保、研修等による資質向上を図ります。また、質の維持及び向上、適正な運営が行われるように、指導ならびに連携の強化を図ります。

③放課後子ども教室の充実

町内の各小学校で実施されている放課後子ども教室を継続し、こどもたちの居場所・体験や交流機会を確保するとともに、教室にかかわる地域人材の確保に努めます。

④放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型または連携型での実施検討

放課後児童対策パッケージに基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型または連携型について、令和11年度までにモデル校として1校の実施に向けて検討します。

3. こどもの成長段階に応じた学び・保育の充実

(1)幼児期の教育・保育内容の充実

①就学前教育・保育施設を対象とした研修の実施

就学前教育・保育内容の充実に向けて、必要な研修を実施するほか、保育者同士の交流や情報交換などにより、職員の資質向上を図ります。

②就学前教育・保育と小学校との円滑な接続

毎年、町立の小学校、町立の幼稚園、町内の5歳児保育施設や教育委員会、こども課の関係職員が、相互に連携・協働できるよう幼保こ小連携全体会議を開催し、こども一人一人の成長過程に沿った支援が途切れることなく、継続的に行われるよう幼保こ小連携推進会議の開催など、幼保こ小連携に取り組みます。

また、町立幼稚園で実施している四園研修会へ他の教育・保育施設の職員を広く案内し研修の場を広げたり、各小学校区ごとに開催している幼保こ小連携推進会議の中で、情報交換や合同研修等を実施することにより相互理解を深め、小学校教育との円滑な接続を推進します。

③幼児教育コーディネーター等の配置

幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、町内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、幼小接続等について指導助言を行うコーディネーター等を配置し、教育・保育の資質向上に努めます。

(2)こどもが安心して過ごし学ぶことのできる教育環境づくり

①生きる力を育む学校教育の充実

自分で考えて行動できるよう、知・徳・体をバランス良く育み、自ら学ぶ意欲を育て、学力の向上を目指すとともに、豊かな表現力とねばり強さをもち、心豊かな幼児児童生徒の育成を図ります。

②ＩＣＴ(情報通信技術)を活用した教育の推進

電子黒板やタブレットなどのＩＣＴ機器を活用し学習指導の工夫改善を図ります。

また、児童生徒の個人の習熟に合わせて学習できるデジタル教材を活用し、きめ細やかな学習環境を整えます。

③家庭教育の推進

こどもの基本的な生活習慣、基本的倫理観、自立心を身につける上で重要な役割を担う家庭教育を推進します。

④地域と育む特色ある学校づくりと開かれた学校づくり

学校応援隊はえばる(地域ボランティア、地域コーディネーター含む)を通じて、地域と連携し、地域に開かれた教育環境づくりを推進します。

また、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を設置した学校(コミュニティ・スクール)を目指します。

⑤教職員の資質向上

学校における働き方改革を推進し、教員が質の高い授業を行うための時間を確保できる環境を整備します。

また、各種研修会を通じて、教職員の資質向上を図ります。

4. 若者世代が安心して暮らせ、活躍できる環境づくり

(1)教育を受けるための経済的支援

①高等教育の就学支援の情報提供



置かれた状況にかかわらず大学等に進学する機会を確保できるよう、経済的理由や家庭環境等により修学困難な若者に対して、県が実施する奨学金等の周知等を行います。

②南風原町育英会学資金・入学準備金の貸付



本町の優秀な学生で、経済的理由により修学困難な若者に対して、経済的負担の軽減と修学機会の確保のため奨学金を無利子で貸与します。

(2)若者への相談支援や地域で暮らし続けるための生活支援の充実

①包括的な相談支援体制の構築

複合的で複雑な課題に対応するため、支援を行う関係部局や関係機関等との連携により、包括的な相談支援体制を構築します。

②生活の安定のための支援

経済的に困窮する世帯や孤立している世帯の生活の安定のため、パーソナルサポートセンターや南部福祉事務所等と連携し、支援に取り組みます。

③若年期の自立支援に向けた周知・広報

働く自信がないなどの悩みを持つ若者の自立支援を図るため、支援プログラムの作成や社会的自立・経済的自立の支援を行う「地域若者サポートステーション」の紹介を行います。

5. 困難な状況にあるこども・若者への支援

(1)こどもの孤立(貧困)対策の充実

①子ども元気ROOMの充実

貧困の連鎖を防止するため、「子ども元気ROOM」を実施し、こどもの生活支援や学習支援、孤立対策を図るとともに、親への支援も行い、自立につなげます。

②子ども元気支援員の資質向上

子ども元気支援員の資質向上を図るため、研修参加や他市町村、その他機関との情報交換を行います。

③就学援助制度の周知

経済的理由により、就学困難な児童生徒に対して学用品費や学校給食などの援助を行い、教育負担軽減を図ることで、就学機会を確保します。

また、必要な世帯が漏れなく制度を活用できるよう、学校と連携して制度を周知します。

④就学支援認定者への学習支援の推進

貧困の連鎖を防止するため、県や関係課との連携により、就学支援認定者への学習支援を行います。

⑤若年妊産婦の支援体制の充実

保健師や助産師と連携して若年妊産婦を支援する居場所事業を実施し、孤立しがちな子育て家庭に寄り添い、子育ての負担感や孤独感の軽減を図ります。

⑥オンライン相談窓口の周知

役場相談窓口の情報発信に加え、沖縄県が実施するLINE相談窓口等のオンライン相談先の周知を行い、電話や対面での相談が難しい方が相談機関につながりやすくなるように取り組みます。

(2)特別な支援が必要なこどもに対する支援の充実

①相談支援体制の充実

関係機関と連携し、障がい児の相談支援を行うとともに、町の基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所において障がい児一人ひとりへの支援へのつながりを行います。また、支援内容が複雑化しているため、各種相談事項に対応する資質向上等を図ります。

②発達相談による切れ目ない支援

発達相談については、町に心理士を配置し、発達が気になる子の保護者や支援機関からの相談に対応します。また、1歳6カ月児、2歳児、3歳児健診時にも心理士が参加し相談対応することで、早期発見・早期支援に取り組みます。

また、発達が気になる園児に対しては、私立保育園からの要望により、専門資格をもった巡回支援専門員を派遣することで、早期支援に取り組みます。

さらに、学校においては、特別支援教育相談員の配置による就学相談、就学相談会等を開催し、早期の相談による円滑な就学先の案内を行い、保護者の不安の解消を図ります。

③親子通園事業の充実

発達が気になるこどもの療育の場として親子通園事業を実施し、少人数による遊びや活動を通して親子の愛着形成、心身の発達を促します。

また、保護者同士の交流及び事業スタッフによる相談・指導等により、保護者の子育ての不安の軽減に努めます。

④障がい児支援の充実

障がい児及びその家族に対する支援について、ニーズに応じて身近な場所でサービスを提供できるよう、障害福祉サービス事業所と連携し、障害児通所支援等サービスの提供体制の確保に取り組みます。

⑤障害児通所支援の質の向上

障害児通所支援の質の向上を目的とした情報交換や学習会等の実施を、自立支援協議会等と連携し取り組みます。

⑥児童発達支援センターの機能確保及び障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

障がい児や発達が気になるこども及びその家族が住みやすい地域基盤を整えるため、保健、保育、教育、福祉等の関係機関と児童発達支援センターの機能を有する町内事業所と連携し、児童発達支援センターの機能の確保に向けて取り組みます。

また、専門職による巡回訪問や研修等を通して、保育・教育環境の充実を図り、障がいのあるこどもや発達が気になる子が受け入れられる取組等を支援することで、インクルージョンを推進します。

⑦医療的ケア児支援の充実

医療的ケア児支援のための協議の場を継続的に実施し、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等関係機関と協議し、支援体制の充実を図ります。また、医療的ケア児等コーディネーター配置に努めます。

⑧特別支援教育推進体制の充実

各学校(幼稚園)に校(園)内委員会を設置し、特別な教育的支援を要する幼児・児童・生徒の把握及び教職員間での共通理解に努めるとともに、保護者との相互理解と相互信頼のもと、こどもにとって最も適した教育の内容や方法に取り組みます。

さらに、教職員等に向けて研修会を開催し、心と体を育む遊びを通じた子どもとの関わり方など、特別支援教育の充実に取り組みます。

⑨障がい児保育の充実

障がい児や発達支援児の保育を行い、インクルーシブな環境のもと、他のこどもとともに社会性の成長・発達の促進を図ります。

また、障がい児保育の充実のため、障がい児や発達支援児を受け入れるための加配保育士等を確保するほか、保育交流会や講演会等を実施、加配保育士等に対して、保育発表会を通じた全体研修や個別のティーチャーズトレーニングを実施する事で、専門的視点を持った支援体制の向上を図ります。

さらに、保育所(園)等に在園する発達支援児に対して、専門員による定期的な保育園巡回事業を実施することで、園との連携により、保育士の資質向上と保護者への相談体制の充実を図ります。

⑩放課後児童クラブでの受け入れ支援

放課後児童クラブにおいて障がい児の受け入れを支援するとともに、障がい児を受け入れるための専門的な知識を学ぶ研修等により、放課後児童支援員の資質向上を図ります。

(3)児童虐待防止対策の充実、社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

①児童虐待の予防と早期発見・早期対応

虐待予防の観点から、子育てに対して不安や負担感を抱えている世帯に訪問支援員を派遣し、子育てに関する情報の提供や家事、養育に関する支援を行い、虐待リスクの高まりを防止します。

また、児童への虐待及びDVの早期発見・早期対応のために、住民への虐待に関する知識や相談窓口についての普及啓発を行います。

妊婦健診や乳幼児健診等の保健指導や栄養指導を通して、保護者の健康とともにこどもの成長、発達に応じた対応について学ぶ機会を提供し、育児不安の軽減を図ります。

②子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化

こども家庭センターを中心として、子育てや家庭を取り巻く様々な問題に関する相談、児童虐待やDV等への対応を行います。

③ヤングケアラーの把握と支援

ヤングケアラーについて、町内での実態把握に努めるとともに、周知啓発や必要な支援を行い、早期発見から切れ目ない支援ができる体制づくりを推進します。

④要保護児童等対策地域協議会による対応充実

被虐待者及びDV被害者の保護並びに養護者等への適切な支援等について、迅速かつ的確に対応していけるよう、「南風原町要保護児童等対策地域協議会」において警察や学校、福祉保健所、児童相談所、福祉施設及びその他関係機関等との密接な連携を図り、組織的な対応を行います。

⑤養育環境の改善

すべてのこどもが良好な養育環境のもとで生活できるよう、養育に課題がある世帯について「子ども元気ROOM」の活用をはじめ、児童相談所等の関係機関との連携のもと適切な支援を行います。

⑥家庭支援事業の実施

子育て世帯訪問支援事業や一時預かり事業を始めとする家庭支援事業の体制を構築し、要支援・要保護児童に対する支援の充実を図ります。

(4)不登校やいじめ防止等の支援充実

①いじめ防止・対応

いじめの正確な認知、早期発見、早期対応に取り組むとともに、心の教室相談員等の相談員による相談支援体制や、関係機関との連携を構築します。

また、毎年いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめの認知について法令等を確認しながら共通理解を図り、各機関におけるいじめに関する情報共有の場を設けます。

さらに、作業療法士の活用や、指導主事等による学級づくり研修会等を通して、未然にいじめを防止し親和的な環境整備に取り組めます。

②不登校のこどもへの支援

各学校へ心の教室相談員の配置や教育支援センターに青少年教育相談員を配置してこどもの心のケアを行うほか、ICT等も活用した学びの保障に取り組めます。

また、スクールソーシャルワーカーや学校、フリースクール等の関係機関とも連携し、支援体制の構築を図ります。

(5)困難な状況にある若者への支援

①困難な状況にある若者やその家族への支援

義務教育終了後の若者支援として、不登校やひきこもり等の状況に応じて、学習や就労に関する関係機関等と連携して相談や必要な支援に取り組めます。

6. こどもや若者への切れ目のない保健・医療等の提供

(1) 妊娠期からの切れ目のない保健・医療等の支援充実

① こども家庭センター



妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援として、専門職による総合相談や情報提供を実施します。また、対象者に合わせて関係課と連携して適切な支援につなげることで、より安心して子育てができる環境づくりを推進します。

② 乳幼児健康診査、健康診断の充実

法定以上の乳幼児健康診査の実施や就学時健康診断など、こどもの健やかな健康づくりを支援し、不安の軽減や必要な支援につなげます。

③ 妊産婦健診費の助成

妊産婦健診を公費助成し、妊産婦の健康管理の充実および経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できる環境づくりに取り組みます。

④ 乳児家庭全戸訪問の推進

生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境を把握することで、不安の軽減や必要な支援につなげます。

⑤ 予防接種費用の助成

定期予防接種の費用助成を行うことで、乳幼児の病気を予防し、こどもの健やかな健康を支援します。

⑥ 産前・産後の相談体制の充実



妊産婦が抱える産前・産後の妊娠・出産等に関する悩みについて、専門職が相談に応じ、産婦を対象とした産後ケア事業等を通して、妊産婦の不安の軽減や孤立感の解消を図ります。

⑦ 医療との情報共有・連携

産科医療機関連絡会議や妊産婦支援依頼連絡票等により、妊産婦や新生児の情報を医療機関と共有し、連携しながら支援を行います。

⑧ デジタル技術を活用した子育て支援・教育サービスの提供



子育て支援や教育サービスについて、積極的にデジタル技術を活用し、利便性の向上に努めます。

⑨若年妊産婦の支援体制の充実（再掲）

保健師や助産師と連携して若年妊産婦を支援する居場所事業を実施し、孤立しがちな子育て家庭に寄り添い、子育ての負担感や孤独感を解消します。

⑩妊婦等包括相談支援事業の実施



妊娠期から子育て期にかけて妊婦等の身体的、精神的ケアを行う妊婦等包括相談支援事業や、経済的支援として妊婦のための支援給付（妊娠届出後および出産届出後にそれぞれ5万円の支給）を実施することにより子育て世帯の負担軽減を図ります。

7. 子育て家庭への支援の充実

(1)子育て家庭の経済的負担の軽減

①児童手当の支給



子育て世帯の生活の安定を図り、児童の健全な育成を支援するため、高校生年代以下の児童を養育する世帯に対し、児童手当を支給します。

②こども医療費助成



高校生年代までの医療費無料化と、医療費の自己負担分を病院で支払わずに済む現物給付を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

③保育料の軽減



保育料の限度額について、国の基準より低い金額に設定するほか、多子世帯はさらに軽減を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

④保育料の無償化



幼稚園や保育所（園）等の3～5歳児クラスに通うすべてのこどもと0～2歳児クラスに通う住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償とするほか、世帯の収入や多子世帯の状況に応じて給食費における副食費分を免除し、子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。

(2)相談、情報提供の充実

①多様な保育ニーズ対応



こども及びその保護者が、幼稚園や保育所（園）等の教育・保育や一時預かり等の地域の子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、保育コンシェルジュを通じた情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、多様な保育ニーズに柔軟に対応します。

②子育て支援情報の発信



子育て支援に関する情報をホームページやLINE等も活用し、積極的な情報発信に取り組みます。

③各種相談の充実

子育て家庭が孤立することなく安心して暮らせるよう、こども家庭センターを始めとする各相談機関において、包括的な相談支援体制の強化に取り組みます。

また、学校生活の相談においては、各学校や教育相談支援センターにおいて、児童生徒だけでなく保護者からの相談にも対応し、子育て家庭の不安軽減を図ります。

④民生委員・児童委員の活動への支援

子育て世帯が、地域において相談を気軽にできるよう、民生委員・児童委員の活動の支援や周知を行います。

(3)つどい・交流機会の充実

①地域子育て支援センターの充実



子育て世帯の孤立防止や育児不安の軽減のため、地域子育て支援センターでの交流機会の確保や相談、情報の提供を行います。

②地域における集い、交流機会の確保

社会福祉協議会が地域で実施している子育てサロン等の活動と連携し、就学前の親同士の交流・情報交換及びこども同士のふれあいの場につなげます。

(4)ひとり親家庭への支援

①ひとり親家庭への相談の充実

ひとり親家庭の生活面での自立を支援していくために、相談等に基づきながら、関係機関と連携して問題解決に向けた指導・助言及び情報の提供の充実に努めます。

また、支援やサービス利用の斡旋を継続して行うとともに、これらのサービスの周知・広報に努め、利用の促進を図ります。

②児童扶養手当の支給

離婚などで母子・父子世帯等となった家庭の生活の安定と向上、児童の心身の健やかな成長に寄与するため、児童を養育する保護者に手当を支給します。

③母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業

ひとり親家庭等の経済的自立を助け、児童の福祉を増進するため、必要に応じて沖縄県が実施する各種資金の貸付事業により案内し、支援を行います。

④ひとり親家庭の医療費助成

ひとり親家庭等に医療費助成を行うことで、経済的負担軽減を図ります。

⑤教育・保育施設、放課後児童クラブの保育料減免

ひとり親家庭等が施設を利用する際の保育料を減免し、経済的負担軽減を図ります。

⑥ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等の負担軽減を図るため、必要に応じて沖縄県が実施するヘルパー(家庭生活支援員)派遣事業について案内し、支援を行います。

⑦ひとり親家庭に対する就労支援

ひとり親家庭の就労を支援するため、職業能力向上のための講座や訓練等についての情報提供を行います。

(5)幼児期の教育・保育環境の整備

①保育士の確保



保育士確保のため、県、関係機関、養成校等と連携するほか、町独自補助金としての就職一時金を支給し、保育所(園)、認定こども園の待機児童を解消します。

②保育士の働きやすさ向上



保育士の処遇改善や業務改善に取り組み、保育所(園)等に勤務する保育士が長く働き続けられるような体制を構築します。

③教育・保育環境の充実



公立保育所の防水工事や施設設備の機能強化や改修等を行い、保育環境の充実に取り組みます。私立保育園ではICT導入や事故防止マット導入等により保育環境の充実を図ります。

また、公立幼稚園において、3歳児教育や認定こども園化を検討し、教育環境に適した遊具やトイレの機能強化や改修等を行い、教育環境の充実を図ります。

④幼稚園教諭の確保



町立幼稚園における幼児教育の向上を図るため、幼稚園教諭と預かり保育教諭の確保に努めます。

(6)地域子ども・子育て支援の充実

①地域子ども・子育て支援の充実

教育・保育施設等だけでなく、地域に暮らすすべての子育て世帯を支援するため、延長保育、一時保育、病児保育等の事業について、量の見込みに応じて実施できる体制を構築し、地域で安心して子育て出来る環境を整備します。

②乳児等通園支援制度(こども誰でも通園制度)の実施

0歳6カ月～3歳未満で保育所(園)等に通っていないこどもを対象とし、保護者の負担軽減を図るとともに、こどもが家庭とは異なる体験や同年代の子と触れ合う機会をつくることで、社会性を育み、こどもの健やかな成長を促します。

(7)共働き、共育て、ワーク・ライフ・バランスの推進

①仕事と生活の両立支援と働き方の見直し

男女共同参画週間に「町民ホール」や各施設等でワーク・ライフ・バランスについてのパネルを展示し、仕事と生活の調和が保たれるよう、働き方の見直しについて啓発を図ります。

②子育て支援の充実

仕事と子育ての両立や、子育てが安心してできる環境を整備するため、一時保育事業、病児・病後児保育事業、ファミリーサポートセンター等、多様なニーズに対応した保育サービスの充実に取り組みます。

③男性に向けた各種研修会、講座等の開催

家事・育児を分担するきっかけづくりとして、男性を対象とした各種研修会や講座等を実施し、男性が家事・育児を分担する意識を促します。

④乳幼児健診や相談会等への父親の参加促進

乳幼児健診や相談会等への父親の積極的な参加を促し、出産から育児について両親でともに分かち合い、支え合っていけるように努めます。

8. 安心・安全な生活環境の整備

(1) 犯罪、事故、災害等から子ども・若者を守る環境づくり

① 安全体制の推進



防犯灯の設置や、「子ども 110 番の家」登録店舗の活用など、地域における安全な環境基盤づくりを地域と協働し取り組みます。

また、児童館や子育て支援施設に防犯カメラの設置を進め、犯罪防止に取り組みます。

② 交通事故対策の推進



交通事故の多発する危険箇所や児童生徒の登下校も含めた生活道路安全対策については、町民とともに情報把握に努め、関係機関と連携し、安全確保に取り組みます。

事故対策のため、必要に応じてキッズゾーン等の設定や路面標示や横断防止柵といった交通安全施設を設置し道路環境を整備することで、子どもたちの交通安全確保に取り組みます。

③ 防災体制の強化

「南風原町地域防災計画」に基づく総合的・体系的な防災施策を推進します。

また、支援を必要とする高齢者や障がい者、医療的ケア児、子育て家庭等の災害時の避難場所を確保するため、町内の福祉施設や医療機関等との連携により、福祉避難所の確保を図ります。

町立小中学校や就学前教育・保育施設等においては、定期的な避難訓練等を実施し、日頃から災害発生時に適切な対応ができるよう取り組みます。

